様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和8年6月10日

群馬県知事 あて

提出者

住 所　群馬県高崎市東町１７２－９

氏 名　東鉄工業株式会社高崎支店

執行役員支店長　古関 康浩

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　027-323-4632

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

| | |
|---|---|
| 事業場の名称 | 東鉄工業株式会社　高崎支店　群馬県内各工事現場 |
| 事業場の所在地 | 群馬県内 |
| 計画期間 | 令和8年4月1日～令和9年3月31日 |

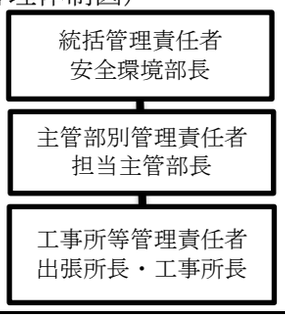
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

| | |
|---|---|
| ①事業の種類 | 大分類：Ｄ０６ 総合建設業　中分類：総合工事業 |
| ②事業の規模 | ２０２５年度　完工高 １，２００千万円 |
| ③従業員数 | １５７人 （2026年4月1日 現在） |
| ④産業廃棄物の一連の処理の工程 | 工事現場 → 建設副産物 → 一般廃棄物 → 収集運搬処理業者<br>→ 一般産業廃棄物 → 産廃処理業者<br>→ 特別管理産業廃棄物 → 産廃処理業者<br>↑<br>自社又は収集運搬業者への委託契約により産廃処理場へ運搬<br>その他、別紙による |

（日本産業規格　A列4番）

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）




・産業廃棄物の処理に関する各種事項の策定及び決定

・産業廃棄物の処理計画の作成
・処理業者の選定及び委託契約に関する事項の指導

・自現場の廃棄物の処理に関する事項の管理及び指示

その他、別冊資料による

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

### ①現状

【前年度（令和7年度）実績】

| 産業廃棄物の種類 | 別紙集計表のとおり | ― |
|---|---|---|
| 排　出　量 | t | t |

（これまでに実施した取組）

建設副産物は多種多様なものが含まれており、工法・施工計画等の工夫如何によっては、廃棄物の発生抑制も可能であり、また建設副産物も個別にみれば再生可能なものも多い。このため、工事所等の現場では、工事施工に関して発生抑制、減量化、再生利用等についての検討を行い、建設副産物の発生抑制に努めてきた。

### ②計画

【目標】

| 産業廃棄物の種類 | 別紙集計表のとおり | ― |
|---|---|---|
| 排　出　量 | t | t |

（今後実施する予定の取組）

建設副産物の「発生抑制」としては設計・工法による産業廃棄物の最少減化に努めるとともに、発注者側の仕様書により制約を受ける部分については、発注者側に提言のうえ協議を行う。また、工場加工や梱包材，保護材等の簡易化に向け、協力会社・メーカ側と協議のうえ発生材の最少化に努める。

## 産業廃棄物の分別に関する事項

### ①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

工事所等の現場では、再生利用が可能なもの(ｺﾝｸﾘｰﾄがら、ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄがら、金属くず、木くず等)と、廃棄処分扱いのもの(石綿含有廃棄物等)に分けて収集を行い、分別収集時には場内で混入することのないよう、混合廃棄物の無削減に努めている。

### ②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

混合廃棄物は現場内で分別可能なものついては、極力分別化を行い、再資源化による資源の有効活用をはかることとし、分別収集にあたっては他の発生材を混入させないよう細心の注意を払うとともに、廃棄物の無種類により、運搬方法、容器等について検討を行い、適正な処理方法の検討を行う。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項 | | | |
| ①現状 | 【前年度（令和7年度）実績】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | ― | ― |
| | 自ら再生利用を行った産業廃棄物の量 | ― t | t |
| | （これまでに実施した取組）<br>該当なし | | |
| ②計画 | 【目標】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | ― | ― |
| | 自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 | ― t | t |
| | （今後実施する予定の取組）<br>該当なし | | |
| 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項 | | | |
| ①現状 | 【前年度（令和7年度）実績】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | ― | ― |
| | 自ら熱回収を行った産業廃棄物の量 | ― t | t |
| | 自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量 | ― t | t |
| | （これまでに実施した取組）<br>該当なし | | |
| ②計画 | 【目標】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | ― | ― |
| | 自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 | ― t | ― t |
| | 自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 | ― t | ― t |
| | （今後実施する予定の取組）<br>該当なし | | |

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和7年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は<br>海洋投入処分を行った<br>産業廃棄物の量</td><td>－ t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）<br>該当なし</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は<br>海洋投入処分を行う<br>産業廃棄物の量</td><td>－ t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）<br>該当なし</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の処理の委託に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="7"></td><td rowspan="7">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和7年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙集計表のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>全処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への<br>処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への<br>処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への<br>処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の<br>熱回収を行う業者への<br>処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）<br>弊社「環境保全計画」行動憲章の中に、環境保全の取り組みの一つとして循環型社会の実現への取り組みをすべき「廃棄物の排出抑制」、「資材の再使用・再生利用」、「熱回収」、「適正処理」を推進する活動を掲げており、施工部門から排出される建設産業廃棄物の発生抑制、混合廃棄物の削減、最終処分量の削減に努めることが示されており、これらの指針に基づき産業廃棄物の適正処理に取り組んでいる。また、産業廃棄物処理業者の選定にあたっては、「産業廃棄物処理業者選定手順」に基づき、支店で作成している産業廃棄物の収集運搬・処理に係る適正業</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>②計画</td><td colspan="3">【目標】<br><table>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙集計表のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>全処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
</table>（今後実施する予定の取組）<br>前年度の現状を踏まえて、排出量削減を推進するとともに、弊社の建設副産物対策の目標である「建設副産物の発生抑制、再資源化を促進すること」、「建設産業廃棄物の不法投棄の防止」を全面に掲げ、引き続き建設副産物の適正処理に向けて取り組んで行く。<br>また、従来から実施してきた排出事業者による産業廃棄物処理業者の適正な処理状況の確認義務が明確化されたことを受けて、産業廃棄物処理の委託契約にあたっては、処理委託先の中間・最終処理施設の確認、処理業者の処理状況及び処理施設の維持管理状況の公表情報並びに施設の稼働状況から、適正処理が行われていることの確認を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

⑴①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

⑵②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

⑶④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。

## 別添１ 処理工程図

（第1面） ④ 産業廃棄物の一連の処理の工程

| 品目 | 中分類 | 中間処理 | リサイクル品 | 再中間処理 | リサイクル品 | 最終処分場 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 汚泥 | 建設汚泥 | 脱水・調質改良 | 改良土・処理土 | | | |
| 廃プラスチック類 | 塩化ビニル製建設資 | 破砕・圧縮 | 固形燃料 | 焼却・選別 | 再資源化固形燃料 | 安定型 |
| 紙くず | 建設工事の紙くず | 選別・圧縮・溶融 | 製紙原料再資源化 | 選別・圧縮 | 再資源化固形燃料 | |
| 木くず | 伐採材・伐根材 | 破砕 | ウッドチップ他 | 堆肥有機肥料・燃料 | | |
| 繊維くず | 建設工事の繊維くず | 破砕・選別 | 固形燃料 | 溶融・減容 | 再資源化固形燃料 | |
| 金属くず | 鉄くず | 破砕・選別 | 鋼材再生材 | 売却 | 再資源化 | 安定型 |
| ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず | 廃石膏ボード | 破砕・選別造粒固化 | 埋戻し材土壌改良 | 破砕 | 再生 | 安定型 |
| がれき類 | コンクリート・アスファルト・その他がれき類 | 破砕・選別 | 再生砕石等 | 売却・再利用 | | |
| 建設混合廃棄物 | 建設混合廃棄物（管理型） | 破砕・選別 | 品目別に選別した後、各品目フローにより処理する | | | 管理型 |
| | 建設混合廃棄物（安定型） | 破砕・選別 | | | | 安定型 |
| 石綿含有産業廃棄物 | | | | | | 安定型 |

産業廃棄物処理計画書 別紙集計表

現状：前年度（令和7年度）実績量
計画：今年度（令和8年度）計画量（目標）

単位：トン

| 産業廃棄物の種類 | 排出抑制 | | 自ら再生利用を行った(行う)量 | | 自ら行う中間処理 | | | | 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量 | | 処理の委託 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 排出量 | | | | 自ら熱回収を行った(行う)量 | | 自ら中間処理により減量した(する)量 | | | | 全処理委託量 | | 優良認定処理業者への処理委託量 | | 再生利用業者への処理委託量 | | 認定熱回収業者への処理委託量 | | 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 | |
| | 現状 | 計画 | 現状 | 計画 | 現状 | 計画 | 現状 | 計画 | 現状 | 計画 | 現状 | 計画 | 現状 | 計画 | 現状 | 計画 | 現状 | 計画 | 現状 | 計画 |
| 汚泥 | 509.94 | 458.95 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | 509.94 | 458.95 | 508.09 | 457.28 | 507.19 | 456.47 | 2.75 | 2.48 | 0.00 | 0.00 |
| 廃プラスチック類 | 12.00 | 10.80 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | 12.00 | 10.80 | 9.54 | 8.59 | 12.00 | 10.80 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 紙くず | 0.54 | 0.49 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | 0.54 | 0.49 | 0.54 | 0.49 | 0.54 | 0.49 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 木くず | 1,085.40 | 976.86 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | 1,085.40 | 976.86 | 64.35 | 57.92 | 1,085.40 | 976.86 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 金属くず | 1.70 | 1.53 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | 1.70 | 1.53 | 1.70 | 1.53 | 1.70 | 1.53 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず | 38.61 | 34.75 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | 38.61 | 34.75 | 1.20 | 1.08 | 38.61 | 34.75 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| がれき類 | 5,687.96 | 5,119.16 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | 5,687.96 | 5,119.16 | 213.41 | 192.07 | 5,687.96 | 5,119.16 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 建設混合廃棄物 | 37.16 | 33.44 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | 37.16 | 33.44 | 26.96 | 24.26 | 37.16 | 33.44 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

（別紙）第八条の四の五、六関係

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づく付属別冊資料

# 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画

（産業廃棄物）

2026年6月

東鉄工業株式会社

高 崎 支 店

## １．会社概要

（１） 会社名

東鉄工業株式会社

（本社所在地： 東京都新宿区信濃町３４（ＪＲ信濃町ビル４Ｆ）

（２）資本金

２８億１０００万円

（３）従業員数

１，６６３ 人　　(2025.3.31現在)

## ２．当該事業場において現に行っている事業の概要

（１）事業所名

東鉄工業株式会社　高崎支店　支店管内工事現場

（事業場所在地：群馬県高崎市内各所他）

（２）従業員数

１５７ 人　　(2026.4.1現在)

（３）完成工事高

１，２００千万円

（４）事業概要

土木一般、線路保守一般、建築一般工事を施工している。

| | ２０２５年度実績 |
|---|---|
| 土木工事 | 568 千万円 |
| 線路工事 | 304 千万円 |
| 建築工事 | 326 千万円 |
| 付帯工事 | 2 千万円 |
| 計 | 1200 千万円 |

（５）事業展望

当支店の受注量は前年度程度を見込んでいるが、建設投資全体では量としては「堅調に拡大」している成長局面であるが建設業界は成長しているのに苦しい構図のなか、鉄道関連事業で培った技術・技能・経験を生かしつつ、老朽化更新が急増し工事は拡大している。それに伴い建設副産物処理では引き続き「発生抑制」、「再資源利用」、「減量化」、「分別化」の推進に努め、適正処理をはかる。

（６）連絡先

担当者　東鉄工業株式会社　高崎支店

安全環境部長

電話番号 ０２７－３２３－４６３２　(FAX ０２７-３２５-３５５３)

## ３．計画期間

２０２６年４月１日～２０２７年３月３１日

## ４．産業廃棄物の処理に係わる管理体制

（１）責任者及び管理組織図

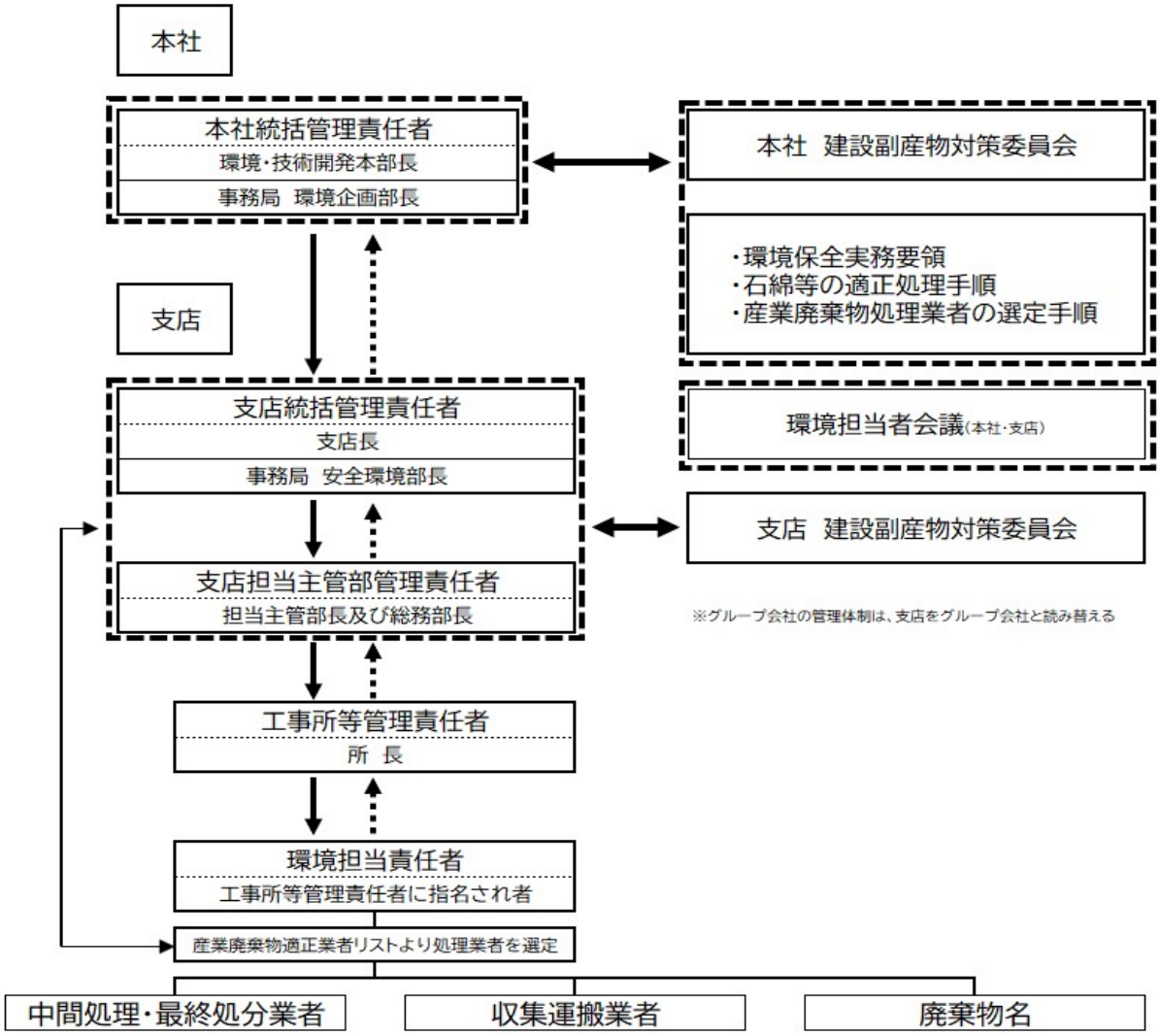
①責任者

| | |
|---|---|
| 統括管理責任者 | 執行役員 支店長 |
| 総括管理責任者(廃棄物担当) | 安全環境部長　　組織人数２名 |
| 部門別管理責任者 | 総務部長、土木部長、線路部長、建築部長 |
| 工事所等管理責任者 | 工事所長・出張所長 |

②役割

| | |
|---|---|
| 支店建設副産物対策委員会 | 廃棄物処理に関する支店方針を定め、工事所（現場）及び協力会社の教育・指導及び処理委託等に関することを行う。<br>委員長：支店長、委員：関係部門長、事務局：安全環境部 |
| 総括管理責任者 | 支店方針の啓蒙<br>各部門、工事所等への支援、指導<br>廃棄物の処理実績の集計及び関係処理への報告<br>関係書類の保管<br>工事所等の処理状況の把握及び指導 |
| 部門別管理責任者 | 支店方針の啓蒙<br>部員、協力会社に対して建設副産物取り扱いの指導、教育<br>廃棄物処理委託会社の選定支援<br>廃棄物処理状況の把握、指導 |
| 工事所等管理責任者 | 工事所方針の策定<br>廃棄物処理計画の策定<br>廃棄物処理委託会社の選定、委託契約の締結<br>協力会社に対して建設副産物取り扱いの指導、教育<br>処理結果の総括責任者への報告 |

③廃棄物管理組織図




（２）管理体制

廃棄物の発生抑制、再生利用、減量化、分別、適正処理を推進するため、建設副産物対策委員会を設置する。

（３）教育・指導

総括管理責任者

・ 廃棄物の取り扱いについて、本社制定の「環境保全計画」「環境保全実務要領」「石綿等の適正処理手順」「産業廃棄物処理業者の選定手順」等を部門及び工事所等へ配布し適正処理の周知、啓蒙をはかる。
・ 安全パトロール時において、環境点検表を用いて処理状況を把握し指導する。
・ 外部機関等の産廃関係講習会に積極的に参加して、各部門へ情報を提供する。
・ 建設副産物の取扱いに関し、現場実務者・新人社員等を対象に１回/年の講習会を開催し、産廃処理業務の適正化の推進をはかる。

担当主管部管理責任者

・ 部門連絡会議等において、環境点検表の結果をフォローする。
・ 廃棄物関係法令等の改正等の情報を周知する。
・ 廃棄物処理委託業者の選定の支援、指導をする。
・ 安全パトロール時において環境点検表を用いて処理状況を把握し指導する。

工事所等管理責任者

・ 所員及び、協力会社に対して、分別処理等の指導を行う。
・ 廃棄物関係法令等の改正等の内容を所員及び協力会社社員へ周知する。

## ５．建設副産物の発生抑制、再生、処理等の計画

【処理計画】

建設廃棄物は多種多様なものが含まれているが、施工計画等の工夫により廃棄物の発生の抑制も可能であり、また、建設廃棄物を個別の種類毎に見れば再生利用が可能なものも多い。このため、工事所の廃棄物処理責任者は、工事施工に関しては、発生抑制、減量化、再生利用等について十分に検討するとともに、保管や収集・運搬、処理が適切に行われるように具体的な処理計画を立てることが必要である。
そのためには、発生する廃棄物の性状、量を事前に把握することが必要であり、工事所等における処理計画にあたっては以下の項目を考慮する。

①　発生抑制

設計、施工方法を検討して、廃棄物の発生量を可能な限り少なくする。発生量については、発注者の仕様書等によるところが極めて大きいので場合によっては発注者に対して設計の変更を求めることも大切である。
廃棄物となるものを発生させないため、工場加工や梱包材の簡易化について協力会社・メーカー等と打合せることが重要である。

②　再生資源の利用

発生した物は、できるだけ場内利用して場内で利用できない場合にも再生利用個別指定等の活用や再資源化施設へ搬入することを検討する。
再生資源を利用する場合は、指定副産物（発生土、木くず、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊）の利用に係わる施工条件を設計図書等で確認する。特に、公共工事の発注者は、上記施工条件について設計図書等に明示することとなっているので注意を要する。
再生資源を資材として使用する場合には設計図書等に明示された施工条件に従いまた施工条件が明示されていない場合には、工事の実情に応じて発注者の了解を得た後に現場内での再利用に努める。

③　減量化

廃棄物として処理する場合には、施工方法等の工夫により発生量を抑制し、分別保管等により再利用化の促進を図り処分量を減らすように努める。

④　分別

現場における分別は、再生利用が可能なものと廃棄する物とに分けることと、廃棄物を処理先ごとに分ける分別とがある。前者は金属くず、木くず、ダンボール、コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、ロックウール保温材、ロックウール吸音板、ＡＬＣボード、石膏ボード等であり、後者は安定型最終処分場に搬入する際に、安定型産業廃棄物とそれ以外の廃棄物を混入させないよう現場内で区分することである。現場内で分別収集する場合には種類、方法、容器等について検討する。

⑤　適正処理

廃棄物処理業者に処理を委託する場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める委託契約、マニフェストは電子マニフェストを用いることにより現場から排出された廃棄物の流れを管理する。

⑥　追跡調査

排出した廃棄物が委託契約内容の通り適正に処理されていることを確認することは排出事業者の責務として法に定められています。追跡調査は契約内容の履行を確認する一つの方法として行い処分場までの経路を確認し処分場に確実にとどけられていることを確認し処分されていることを確認する。

⑦　電子による包括基本委託契約の推進

産業廃棄物の処理委託契約を電子化することで、契約締結までの時間とコストを大幅に削減し現場担当者の作業負担の軽減と法令順守を支援する。
優良事業者については委託契約期間を年間ごとに契約する事も併せて行うように努める。

**産業廃棄物を処理する場合の手続きフロー**

